◆工事における注意点

工 事 検 査 課 令和6年6月14日

- 1 完成工期までに完成届出書提出書類の十分な確認を監督員と行えるよう余裕を持った全体工程管理を策定管理し、提出書類の不足による工事検査日程に遅延が生じないようお願います。
- 2 新規入場者安全訓練など個人情報が掲載される書類及び重機保守点検など検査時提示で 確認できる書類は、完成書類と一緒に原本等提出するものとし検査終了後返却しますので書類 作成の省力化及び提出書類作成の削減等取り組みにご協力ください。
- 3 建設工事現場内に従事する方は、名札、腕章を使用し会社名、氏名、技術者区分が周囲の人から見えるように対応いただいておりますが、ヘルメット更新時に、この3項目を記載対応いただくことで、名札及び腕章に替えていただいて差し支えありません。
- 4 仕様書や様式等は、市のホームページ(事業者の皆さんへ一建設工事関係)に掲載しています ので、活用してください。
- 5 富士宮市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の対象工事要件の確認、手続きの徹底 をお願いします。(請負金額、兼務できる工事の工種、地理的要件等協議により常駐義務緩和を 認めない場合もあります。)
- 6 下請契約を締結する場合、すべての元請業者が施工体制台帳を作成し、工事現場に据え付け その写しを発注者に提出する必要があります。(元請業者の技術者の資格証の写し、元請業者 の技術者の雇用関係を証する書面、下請契約を締結する全ての契約書の写しなど、必要な添 付書類も提出) また、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する 必要があります。
- 7 施工計画書には一般的事項だけでなく、その工事の特殊性に対する対策など、その現場に合わせた内容等も記載してください。(段階確認実施予定、現場の地理的制約、近隣住民への振動・ 騒音・ほこり等に関する配慮、児童・生徒の安全確保、材料・工法の特殊性等)
- 8 工事記録簿や打合せ記録簿には、立会者の所属・氏名、立会日・打合せの内容と結果を記録 してください。
- 9 工事写真は、仮設工事に関するものも必要です。(仮囲い、仮設水道、仮設電源、足場、材料の養生、工事看板、安全対策等)

(裏面あり)

- 10 週休2日推進工事については、対象期間や休工日について「富士宮市週休2日推進工事特記 仕様書が添付しておりますので実施方法を確認し対応してください。完成書類提出時には、「休 工日取得計画表」等を利用し実績表として実施状況を報告願います。なお、やむを得ず週休2 日が確保できなかった場合は、現場閉所率に応じた変更契約が必要なため、監督員と協議願います。